

# 第 1 章 第 3 期高萩市地域福祉計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

---

### 1.1 人々の暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、さまざまな分野の課題が絡み合っただ複雑化し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。

例えば、高齢の 80 代の親とひきこもり状態の 50 代の子の同居する世帯における孤立化、困窮化に伴う問題（8050 問題）や、介護と育児など複数のケアに同時に直面するダブルケアによる生活課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

### 1.2 少子高齢・人口減少社会の到来

一方、少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続の可能性を脅かす課題を抱えています。

人口構造の推移を見ると、2025 年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化します。2025 年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要であり、社会の活力維持向上をどのように図るかが社会保障改革においても重要課題となっています。

これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

そこで、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていくうえで、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

### 1.3 地域共生社会の実現に向けて

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる「**地域共生社会**」の実現に向けた体制整備などが進められています。

#### 「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。

## 2 計画の概要

---

### 2.1 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市が推進する地域福祉の方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

県においては、社会福祉法第 108 条に基づき、地域共生社会の実現に向けた県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するため、「茨城県地域福祉支援計画[第 4 期]」が策定されています。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第 6 次高萩市総合計画」の関連計画でもあります。

## ■ 社会福祉法 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 [平成 30 年 4 月 法改正により追加]
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 [令和 3 年 4 月 法改正により追加]

## ■ 茨城県地域福祉支援計画[第 4 期]（平成 31 年度から令和 5 年度まで）

### 基本目標

地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり

### 基本目標の実現に向けた「3つのチャレンジ」

- I 支え合いの地域づくり    II 支え合いを担う人財づくり    III 福祉を支える環境・基盤づくり

## ■ 第 6 次高萩市総合計画（令和 3 年度から令和 12 年度まで）

### 基本理念

住む人のためのまちづくり    働く人のためのまちづくり    出会う人のためのまちづくり

### 将来都市像

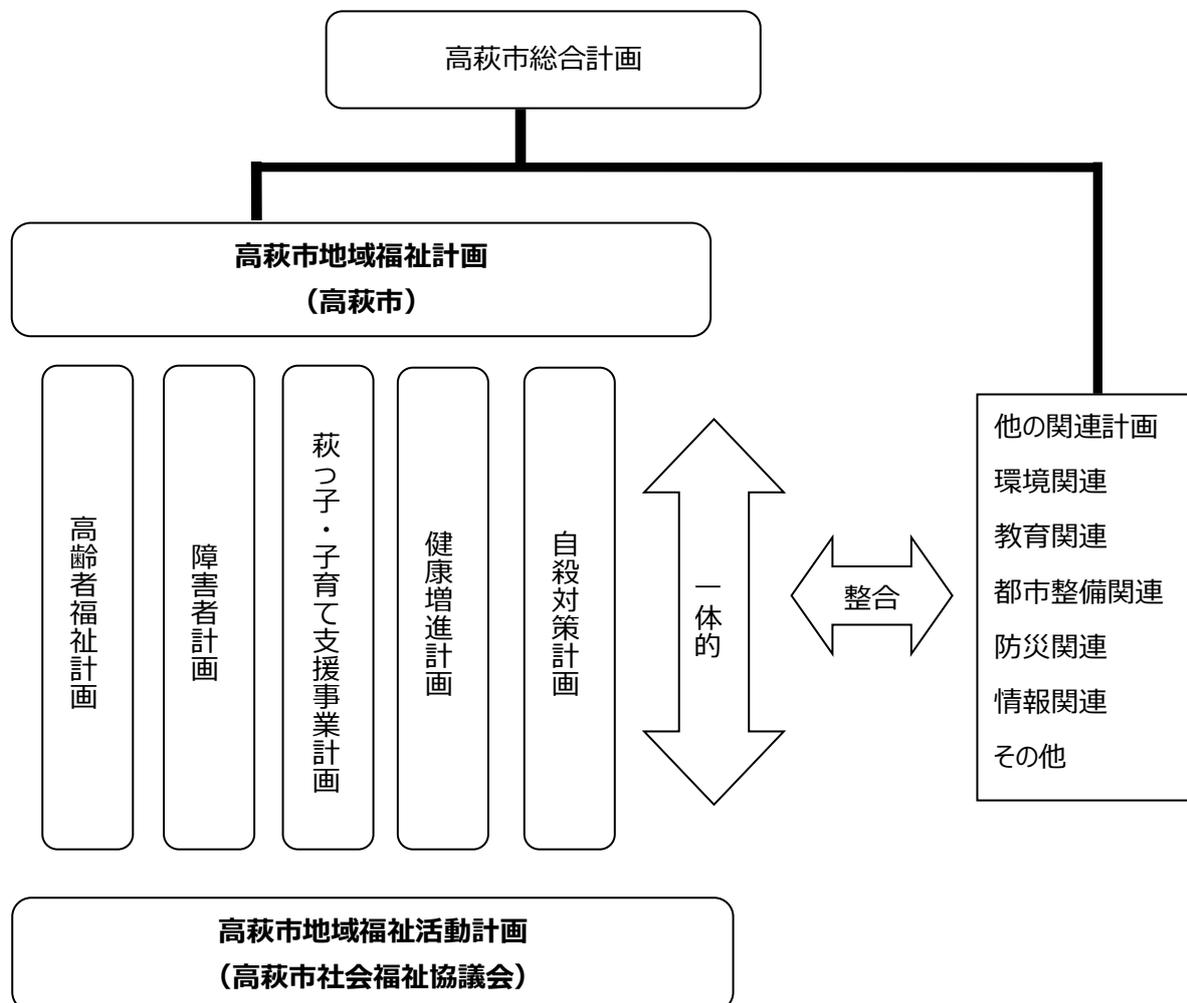
地域力が笑顔を育むまち 高萩 ～みんなが豊かさを実感できるまちを目指して～

### 基本目標

地域人の活躍するまち    地域資源の価値向上    コミュニティでつなぐ地域社会

## ■高萩市地域福祉計画・高萩市地域福祉活動計画の位置づけイメージ

第3期高萩市地域福祉計画においても、これまでと同様、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に作成します。この計画は、他の分野別計画の上位計画として位置づけられています。



## 2.2 計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画は、地域福祉を推進することを目的として、以下の5事項を一体的に定めることが求められています。

### (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ②高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

- ③制度の狭間の課題への対応の在り方
  - ④生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
  - ⑤共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
  - ⑥居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
  - ⑦就労に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
  - ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
  - ⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
  - ⑩高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
  - ⑪保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
  - ⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
  - ⑬地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
  - ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
  - ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
  - ⑯全庁的な体制整備
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## 2.3 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。

第6次高萩市総合計画における地域福祉の分野では、17の目標の中から「1. 貧困をなくそう」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」の5つの目標を関連があるものとして掲げており、本計画においても目標達成に向けた取組を推進します。

## ■ 高萩市地域福祉計画の取組に該当するSDGs

### 1. 貧困をなくそう



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

### 3. すべての人に健康と福祉を



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

### 10. 人や国の不平等をなくそう



各国内および各国間の不平等を是正する

### 11. 住み続けられるまちづくりを



包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

### 17. パートナーシップで目標を達成しよう

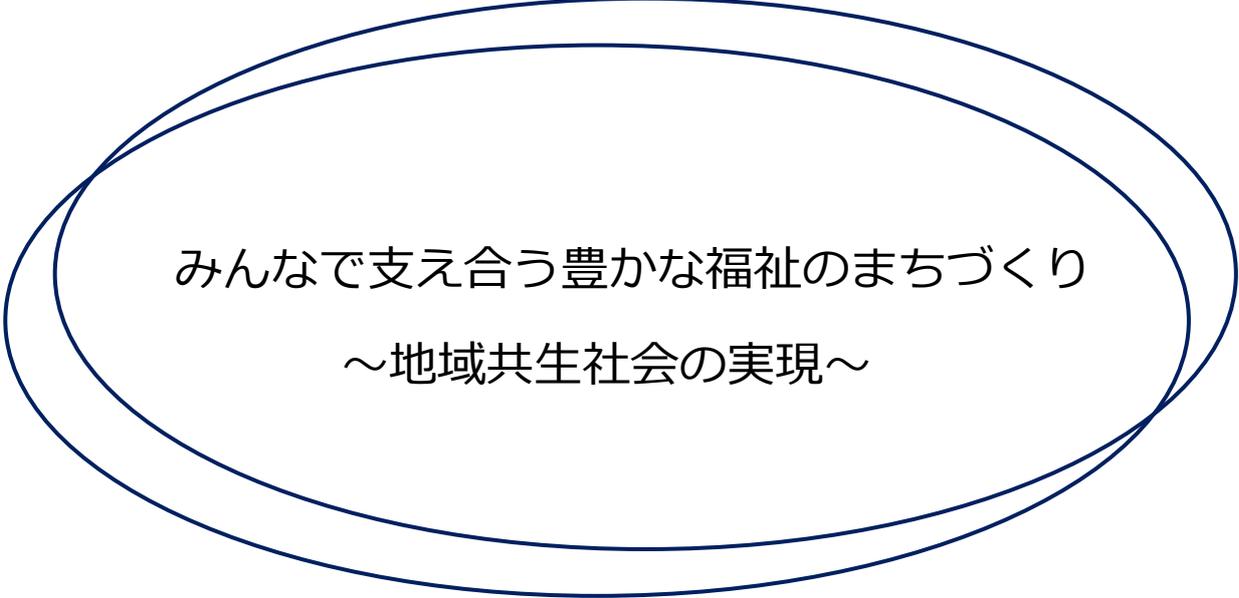


持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 第2章 計画の方向性

### 3 基本理念

---



みんなで支え合う豊かな福祉のまちづくり  
～地域共生社会の実現～

地域福祉とは、地域にある様々な問題や課題を、地域住民等が地域の一員として、それぞれに役割を理解し、共に考え、行動し、支え合いながら、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて取り組む考え方です。

第2期計画までは、「みんなで支え合う豊かな福祉のまちづくり」を基本理念として、地域住民一人ひとりが個人として尊重され、自立して、豊かで安心して暮らせる地域社会の形成をめざし、地域を構成する様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、「協働」のもとに地域福祉を推進してきました。

一方、その間も少子高齢化や家族構成の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所付き合いの希薄化などにより、制度の狭間の問題や、複合的な課題を抱える世帯の問題が増えており、既存の制度では解決が難しい状況がみられます。

このことから、本計画においては、第1期計画から掲げられている基本目標の趣旨を継承しつつ、人々の暮らしや社会構造の変化をとらえながら計画を推進していく観点から、基本理念を「みんなで支え合う豊かな福祉のまちづくり～地域共生社会の実現～」と掲げ、地域住民同士が支え合い、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目指します。

## 2 体系図

<p>基本理念</p> <p>みんなで支え合う豊かな福祉のまちづくり</p> <p>～地域共生社会の実現～</p>
---

<p>基本目標 1</p> <p>地域福祉の担い手を育てる地域づくり</p>	  
<p>基本 施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域福祉の意識づくり</li> <li>2. 地域を担う人材の育成</li> </ol>

<p>基本目標 2</p> <p>共に支え合い、つながりあう地域づくり</p>	  
<p>基本 施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 見守り体制の強化</li> <li>2. 社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実</li> <li>3. 防災・防犯に備えた体制の構築</li> </ol>

<p>基本目標 3</p> <p>安心して暮らせる地域づくり</p>	  
<p>基本 施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 包括的支援体制の整備</li> <li>2. 成年後見制度の利用促進 [高萩市成年後見制度利用促進計画]</li> <li>3. 地域福祉とまちづくり施策の連携</li> </ol>

# 第3章 地域福祉計画における施策の取り組み

## 基本目標 1

### 地域福祉の担い手を育てる地域づくり



地域福祉を推進していくためには、地域のつながりを強めていくことが重要です。地域住民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、互いを思いやり、支え合うことのできる地域社会を形成していくと共に、自分の暮らす地域に対する理解や関心を深め、地域の課題を「我が事」と捉え、力を合わせて地域の活動を活性化していく必要があります。

そのため、日常の近所付き合いをはじめとする地域活動への意欲、地域福祉への意識の醸成、交流事業の推進など「地域福祉の担い手を育てる地域づくり」に努めます。

評価指標	現状値	目標値
【実績】社協支部三世代交流事業への補助	5 支部/ 29 支部 (申請は 8 支部)	12 支部/ 29 支部
【アンケート】「地域福祉に関心がある」と回答した市民の割合 (「とても関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計)	77.0%	83.0%
【アンケート】「今までに地域の行事、地域活動等へ参加したことがある」と回答した市民の割合	74.9%	78.0%
【アンケート】上記の人のうち、「現在も、地域の行事、地域活動等へ参加している」と回答した市民の割合	58.1%	65.0%
【アンケート】「ボランティア活動の経験がある」と回答した小中学生の割合	66.7%	100 %

#### ※評価指標の見方

評価指標	現状値	目標値
【実績】社協支部三世代交流事業への補助	5 支部/ 29 支部	8 支部/ 29 支部
【アンケート】「地域福祉に関心がある」と回答した市民の割合 (「とても関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計)	77.0%	85.0%

令和2年度の実績です。     
 令和3年度に実施したアンケート調査結果です。     
 令和9年度の目標値です。

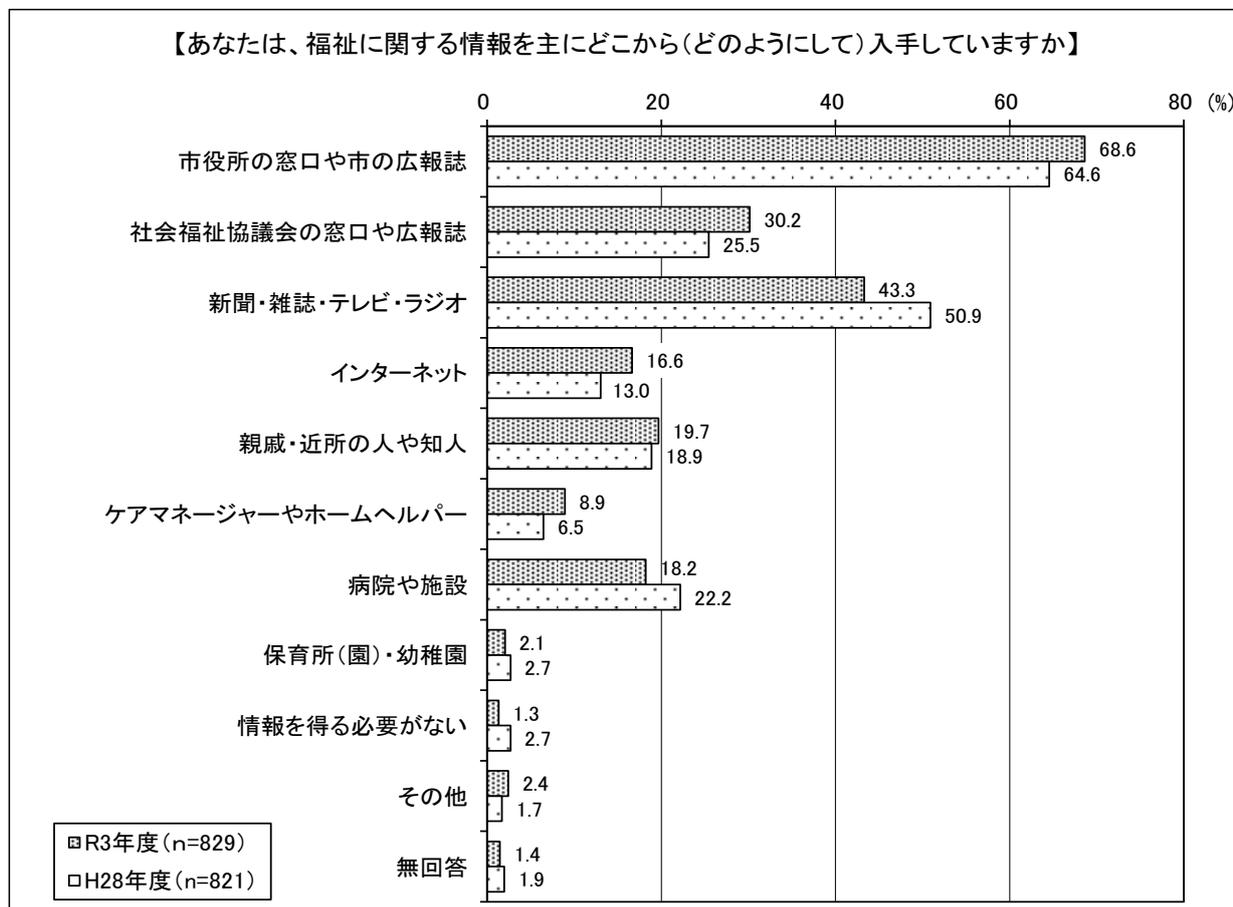
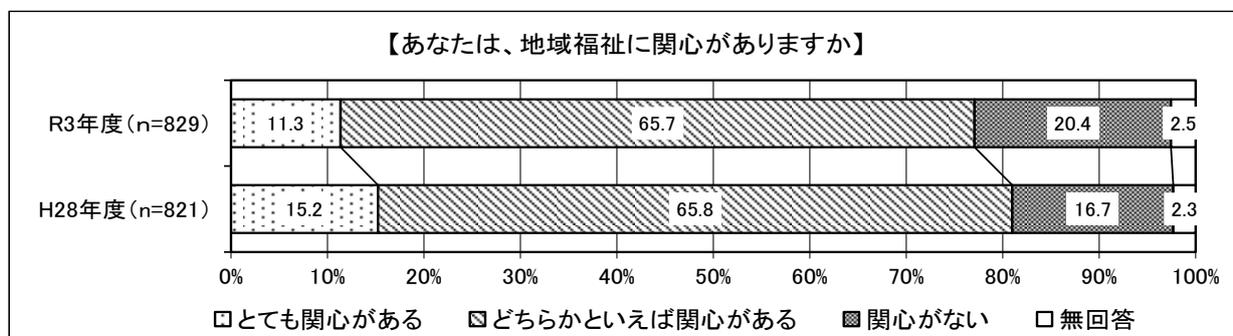
## 1 地域福祉の意識づくり

核家族化等の家族形態の多様化や生活習慣の変化が進む中、地域社会での交流機会が減少しています。

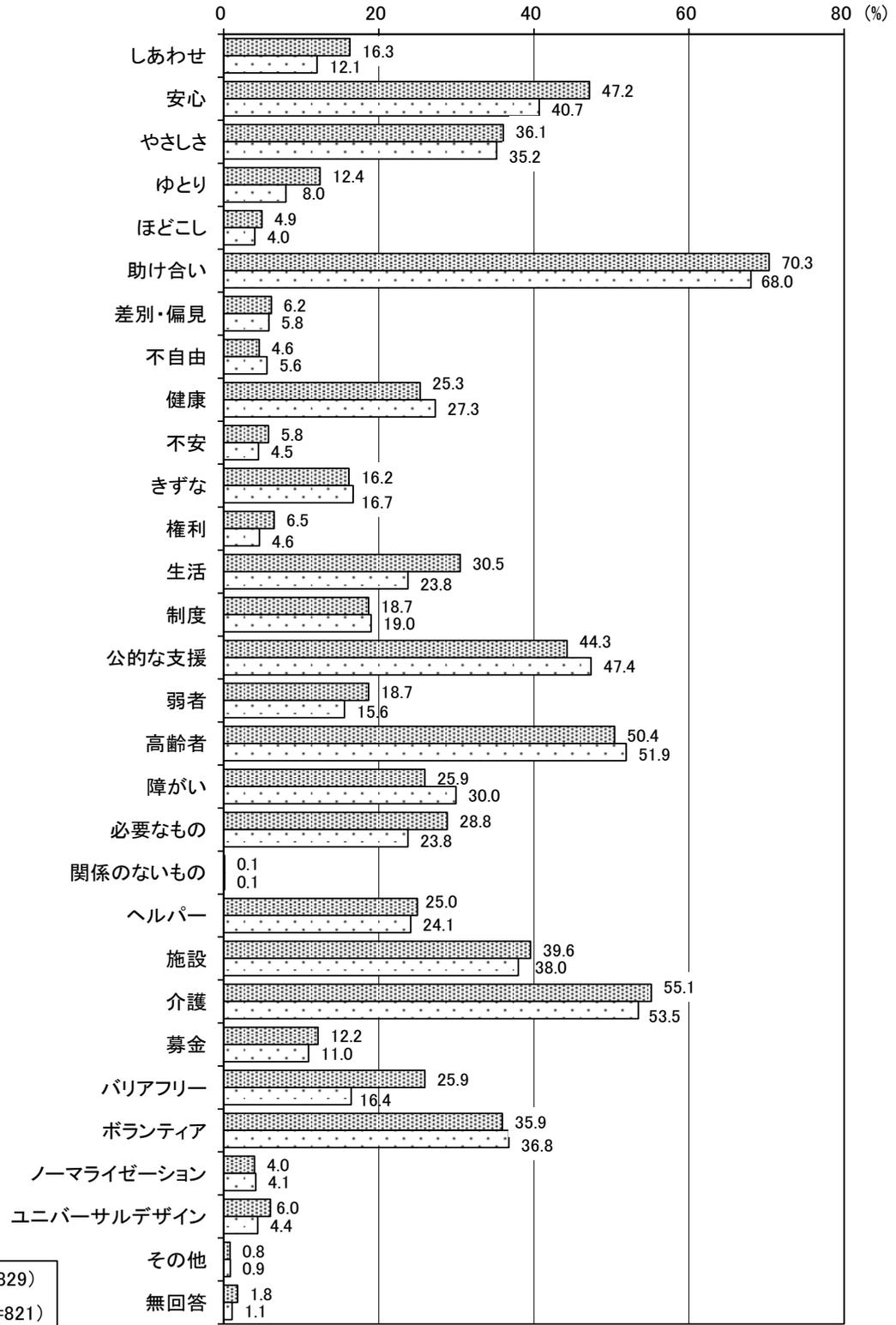
高齢者、障がいのある人、子ども等すべての人が安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発や、地域における交流機会の拡充が必要となっています。

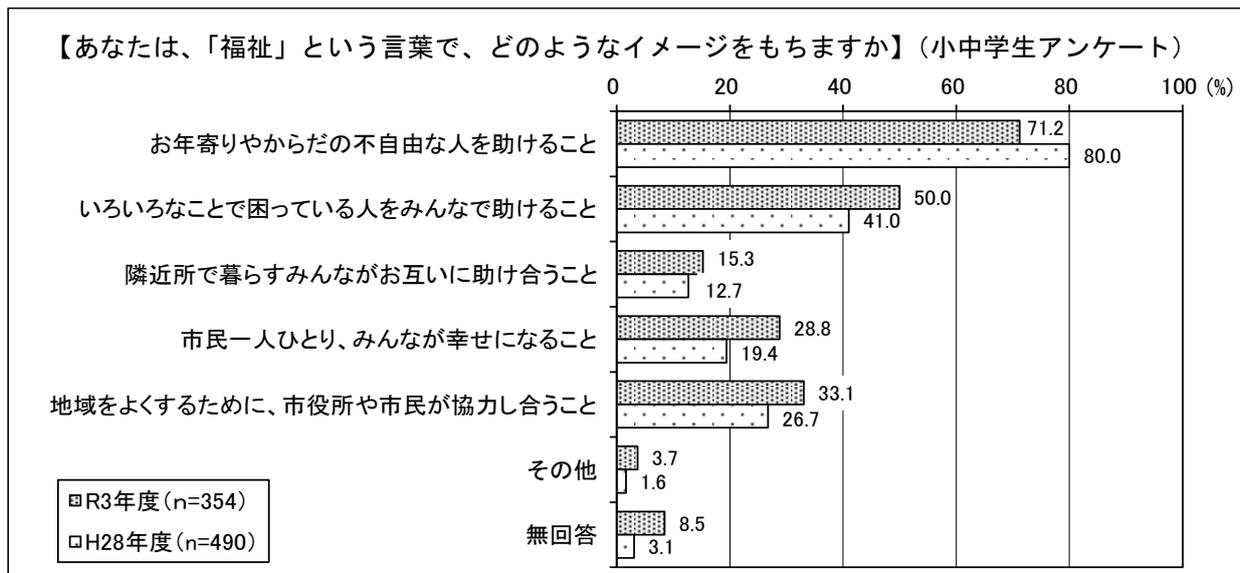
アンケートでは、「地域福祉に関心がある」と回答した人の割合は「とても関心がある」11.3%、「どちらかといえば関心がある」65.7%を合わせて77.0%と、前回調査時の81.0%より減っています。

また、「福祉に関する情報の主な入手先」として、「市役所の窓口や市の広報誌」68.6%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」43.3%、「社会福祉協議会の窓口や広報誌」30.2%が多い回答となっています。福祉に関する情報を誰もがより入手しやすくなるよう、今後も引き続き広報活動の拡充を図っていく必要があります。



【あなたは「福祉」という言葉からどのようなことを思い浮かべますか】





施策	主な取り組み
広報・啓発活動の充実	◆市報たかはぎ、市ホームページ、SNSなどを通じて、福祉に関する情報等を幅広く掲載し、広報啓発活動を行います。
交流事業の推進	◆地域において、子育て中の親が子どもと一緒に立ち寄ることができる場所を提供する地域子育て支援拠点事業を実施します。 ◆国際交流協会、子ども会育成連合会、スポーツ少年団本部、文化協会、体育協会など各種団体と連携し、文化、運動を通じた交流活動を行います。 ◆地域におけるコミュニケーション力の向上を目指すことを目的とし、社協支部三世代交流事業へ補助を行います。
日本赤十字社茨城県支部高萩地区活動事業の実施	◆日本赤十字社の活動を推進するため、日赤社資（募金）の募集活動や災害時における救護及び援護活動を実施します。
社会福祉協議会との連携・支援	◆地域福祉推進の中核的役割を担う社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に掲げる事業等の周知を図るなど、福祉に関するさまざまな活動における連携を推進します。

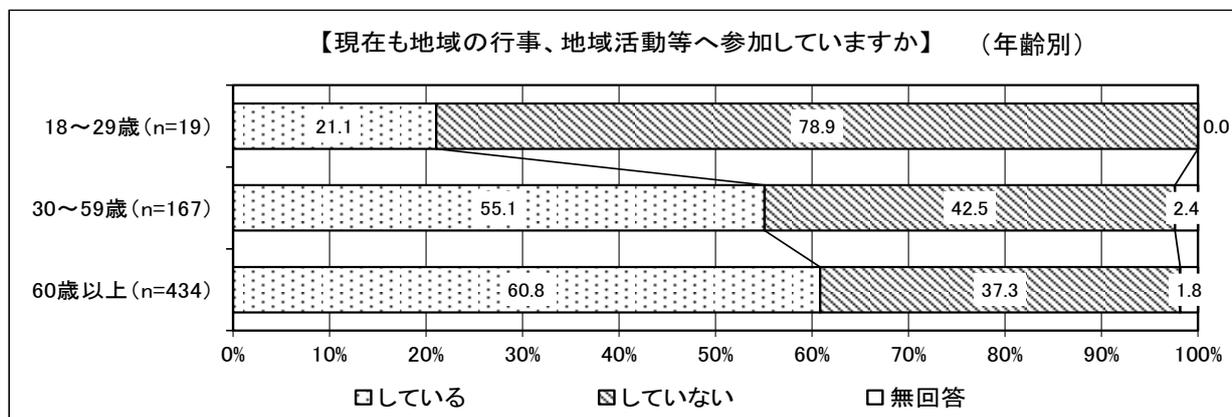
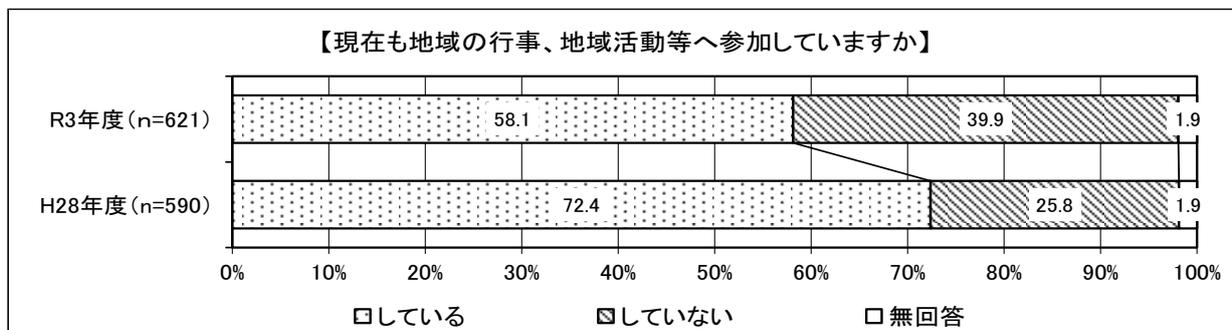
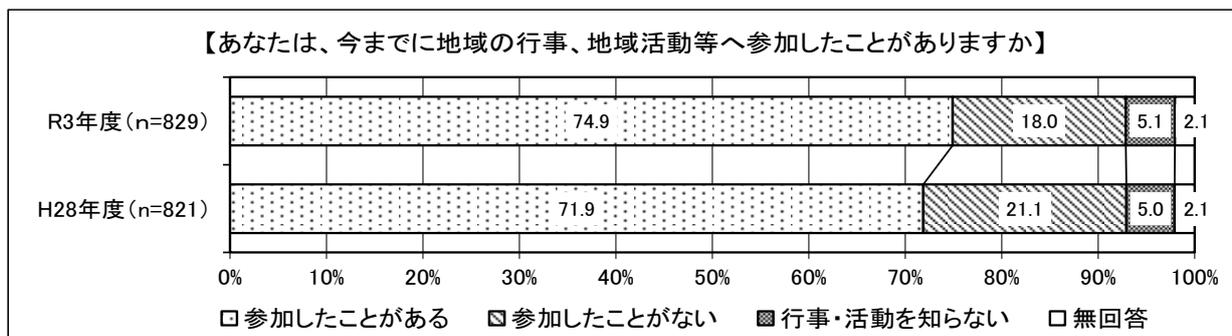
## 2 地域を担う人材の育成

地域福祉を推進するためには、子どものころからの福祉教育の他、地域住民それぞれのライフステージに応じた生涯学習等の推進も重要となります。

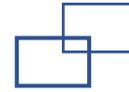
年齢や性別に関わらず、多くの住民が積極的に地域活動へ参加できるよう、その機会づくりと環境の整備が求められています。

アンケートでは、「地域の行事、地域活動へ参加したことある」と回答した人の割合は74.9%と前回調査時より増えていますが、「現在も参加している」と回答した人の割合は58.1%、18～29歳では21.1%とさらに低い比率になっています。

地域で行われている様々な活動を、次世代の担い手を育てながら継承していくための仕組みづくりが重要となります。



施策	主な取り組み
ボランティアやNPO活動等の育成と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の見守りや支え合いの活動の推進など、地域で活動できる人を増やすための養成講座を開催します。(介護サポーター、シルバーリハビリ体操指導士、認知症サポーター、障がい者サポーターなど)</li> <li>◆高萩まちづくり支援金など、地域活動に取り組んでいる団体に支援金を助成します。</li> </ul>
市民と協働した地域コミュニティづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「高萩市協働のまちづくり指針」に基づき、地域コミュニティの活性化を図ります。</li> </ul>
高齢者の生きがいがづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域社会に貢献する活動を行う高齢者クラブの活動を推進します。</li> <li>◆健康で働く意欲のある高齢者に就労の機会を提供するシルバー人材センターの運営を支援します。</li> <li>◆高齢者の生涯学習の推進のため、公民館等において多様な学習・文化活動の機会が提供できるよう努めます。</li> </ul>
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合的な学習の時間等における福祉施設での体験学習を推進します。</li> <li>◆学校ごとに作成した人権教育推進計画を推進します。</li> </ul>



(1) 現状・課題

地域コミュニティ組織は、地域での見守りや、災害時の要配慮者の把握、防犯、環境整備など、多岐に渡る活動を行っています。

本市の基礎的な地域コミュニティである常会への加入状況は、生活習慣や住民ニーズの変化、高齢化の進行など、様々な要因によって年々減少しています。

このように地域コミュニティ組織の役割は、大きなものであるにも関わらず、常会等への加入率低下や近所付き合いの希薄化、役員等の担い手不足など、多くの課題があります。

(2) 現在の取り組み

●地域コミュニティモデル地区制度

地域コミュニティに係る課題の検証や、地域コミュニティ活動の活性化を図るため、活発に活動を行っている地区を「地域コミュニティモデル地区」に選定しました。令和3年度末現在、以下の3つのモデル地区が活動しています。

[地域コミュニティモデル地区]

地区名	秋山下地区	大能地区	赤浜地区
団体名	秋山下地区活性化協議会	大能地区活性化協議会	赤浜地区活性化協議会
設立年月日	H20. 6. 7	H28. 12. 27	R1. 10. 21

●高萩市集落支援員制度

3つの地域コミュニティモデル地区において、自治会や防犯組織、子ども会等の各種団体との調整をはじめ、地区活性化協議会と行政との連絡調整役を担う人を「集落支援員」として委嘱しました。



●高萩市地域コミュニティモデル地区事業補助金

選定したモデル地区へ補助金（100千円/年）を交付し、既存のイベントの拡充や、新たなコミュニティ活動の自主的な取り組みを支援しています。



## 基本目標 2

### 共に支え合い、つながりあう地域づくり



犯罪を未然に防ぎ、地域の中で誰もがいつまでも安心して暮らせるよう、高齢者世帯への声かけなど、地域ぐるみの見守りが大切です。

地域住民の結びつきが強く、日頃から声かけや見守りがなされている地域では犯罪が起これにくくなります。近年多発する地震や豪雨等による大規模災害に備えることも含め、住民同士が支え合い、助け合うことが出来る地域となるよう、「共に支え合い、つながりあう地域づくり」に努めます。

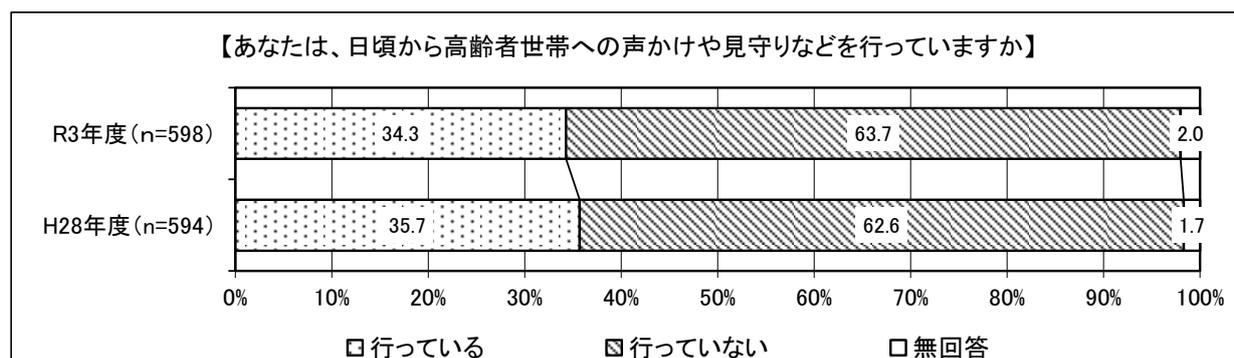
評価指標	現状値	目標値
【アンケート】「日頃から高齢者世帯への声かけや見守りをしている」と回答した市民の割合	34.3%	45.0%
【アンケート】「地域に悩みごとや心配ごとを相談できる相手がいない」と回答した市民の割合	43.1%	40.0%
【実績】自主防災組織の組織数	26 組織	27 組織
【実績】個別避難計画の作成者数	702 人	1,000 人

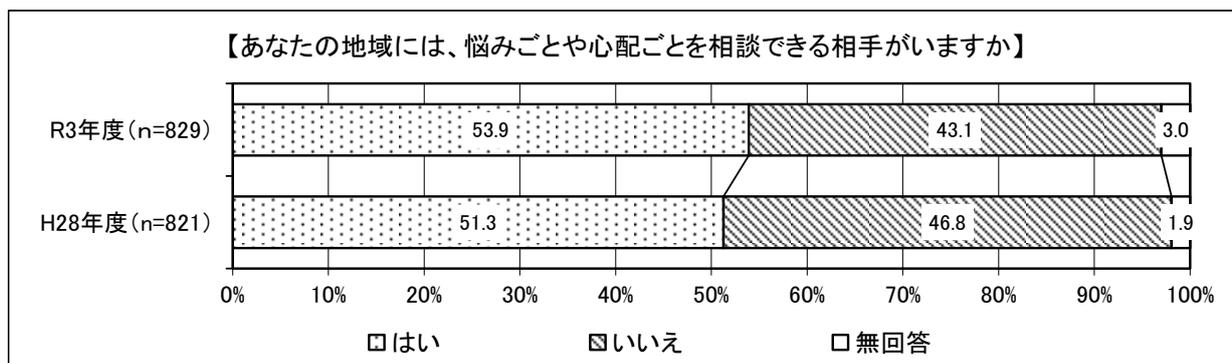
### 1 見守り体制の強化

アンケートでは、「日頃から高齢者世帯への声かけや見守りをしている」と回答した人の割合は 34.3%と前回調査時の 35.7%より減っています。

しかし、「地域に悩み事や心配ごとを相談できる相手がいない」と回答した市民の割合は 43.1%と前回調査時の 46.8%より減っていることから、行政や関係機関による見守り体制が浸透してきているものと考えられます。

高齢者、障がいのある人、子ども等誰もが安心して地域で暮らせるよう、地域と連携した支え合い活動の基盤整備を推進する必要があります。





施策	主な取り組み
民生委員児童委員協議会活動の充実	◆住民から相談を受け、行政とのパイプ役を果たす民生委員・児童委員の活動を支援します。
見守り体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図れるよう、あんしん救急医療情報便、緊急通報システムを設置します。</li> <li>◆地域における見守り活動に関する連携体制を構築するため、民間事業所等と地域見守り協定を締結します。</li> <li>◆地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、高齢者宅への訪問、高齢福祉サービスの紹介、介護保険の代行申請等、高齢者の様々な相談に応じます。</li> <li>◆市が中心となって、介護サービス事業所や商工会、社会福祉協議会、民間企業、ボランティア等の事業主体と連携しながら、高齢者の日常を支える生活支援体制整備事業を推進します。</li> </ul>



### 民生委員・児童委員について



民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また、すべての民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねているため民生委員・児童委員と呼ばれています。

地域のつながりが薄くなっている今日、地域住民の身近な相談相手として、支援を必要とする住民と行政をつなぐパイプ役とを務めています。

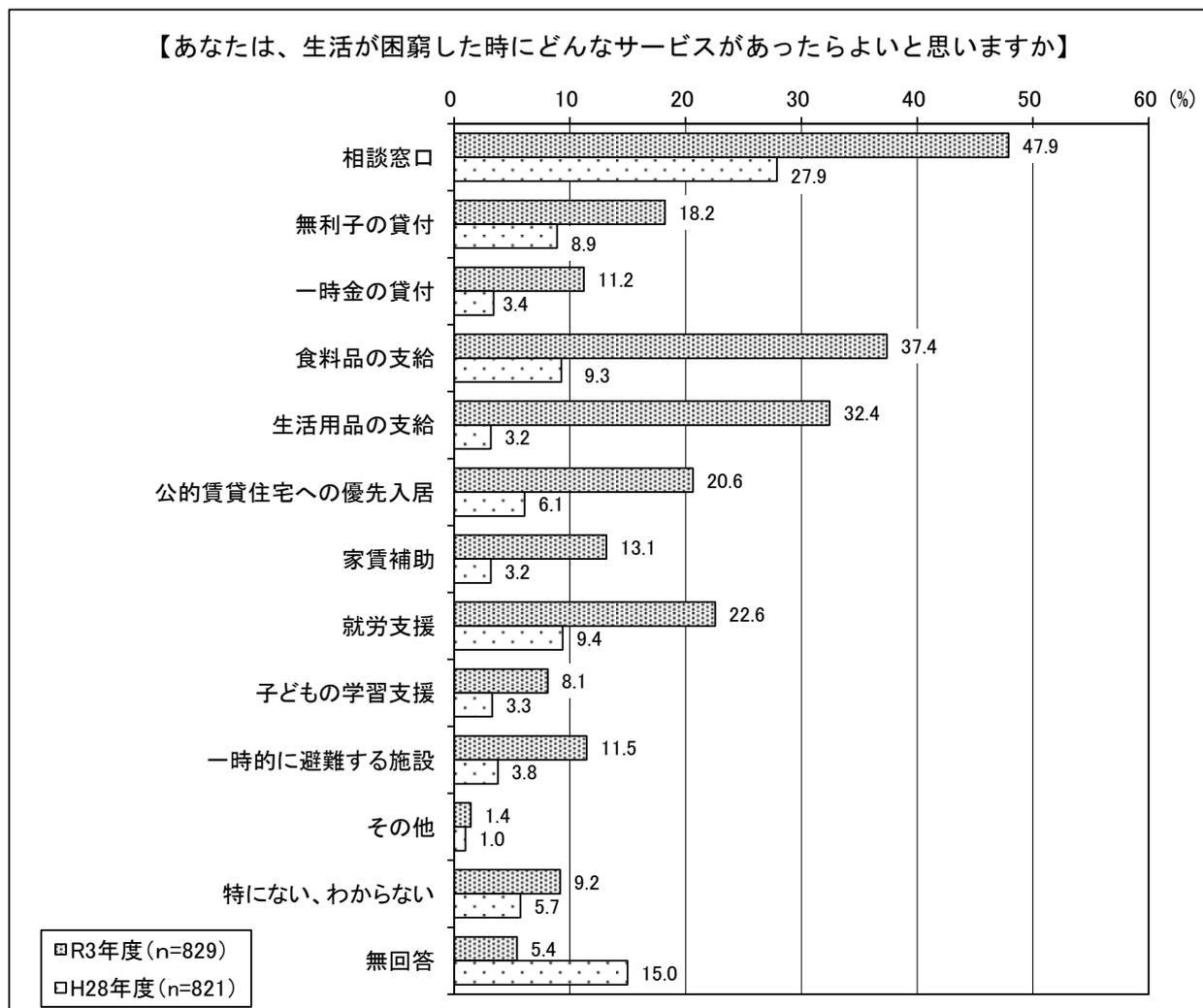
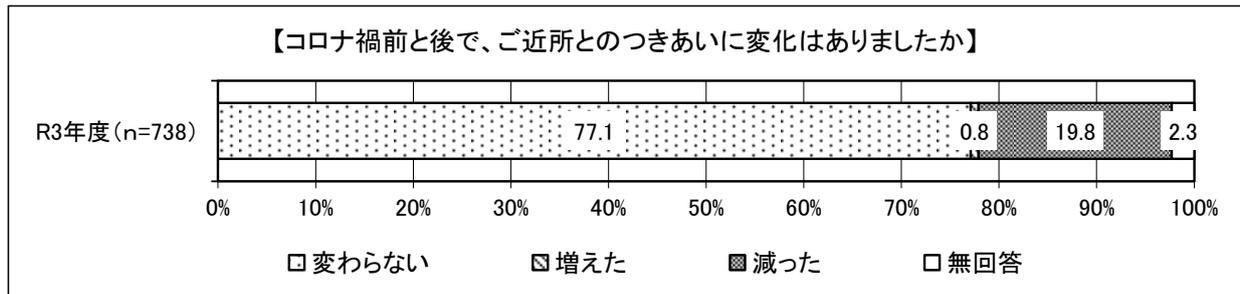
なお、関係機関等と児童委員の連絡調整や、児童委員の活動に対する援助、協力を行う主任児童委員が厚生労働大臣から指名されています。

本市では、令和3年度末現在、56名の民生委員・児童委員と3名の主任児童委員が活動しています。

## 2 社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実

少子高齢化の進展、単身世帯の増加、加えて近年の新型コロナウイルス感染症の流行などにもより、家族間や地域住民相互のつながりが希薄化しています。アンケートでは、19.8%の人が「コロナ禍前より、ご近所とのつきあいが減った」と回答しています。隣近所の支え合いが低下してきていることから、社会的孤立や生活困窮などの新たな福祉課題が発生してきています。

老々介護やひきこもり、金銭的な問題など、支援が必要な人は多様であることから、異変をいち早く察知し、速やかに支援につなげることが出来るよう、普段からの声かけや交流を通して地域の中でのつながりを深めながら、社会的孤立、社会的弱者等に対する活動を積極的に推進します。



※H28年度は当てはまるものをひとつだけ選んでもらいましたが、R3年度は複数回答としたため、回答総数が違ってきます。

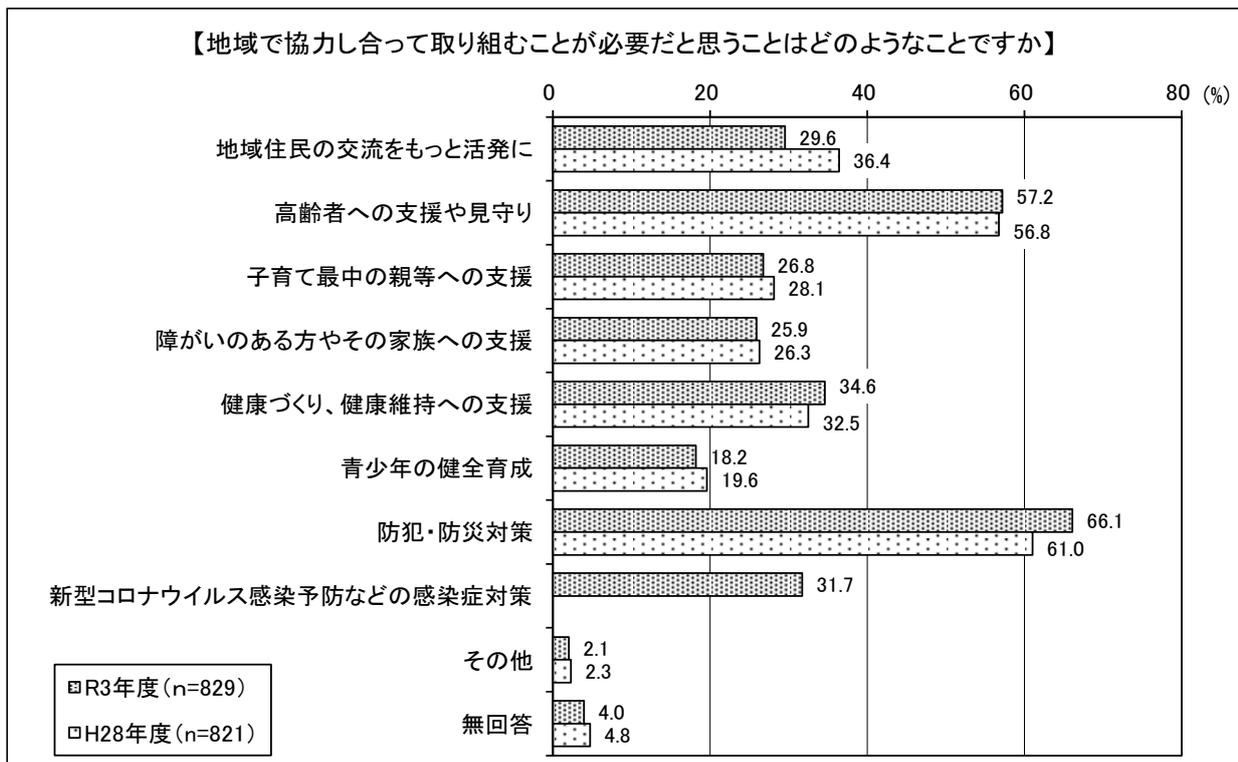
施策	主な取り組み
生活困窮者の自立に向けた各種支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆就労その他の自立に関する相談、自立に向けた支援計画の作成等を行う自立相談支援事業を実施します。</li> <li>◆離職により住居を失った方、又は失うおそれのある方に対し、住居確保給付金を給付します。</li> <li>◆経済的な理由により学習塾に通うことのできない児童・生徒に対し、学習支援、悩みや進学に関する助言等を行います。</li> </ul>
犯罪予防と社会復帰	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆北地区保護司会高萩分区会や高萩市更生保護女性会の活動を支援します。</li> </ul>
自殺対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「高萩市自殺対策計画」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない高萩を目指します。</li> </ul>

### 3 防災・防犯に備えた体制の構築

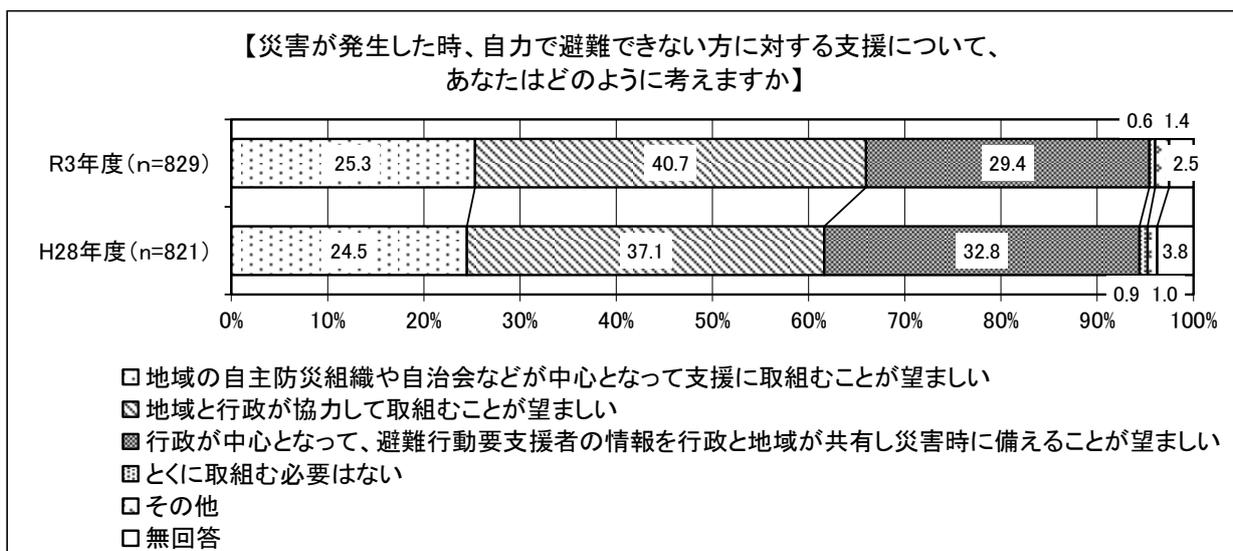
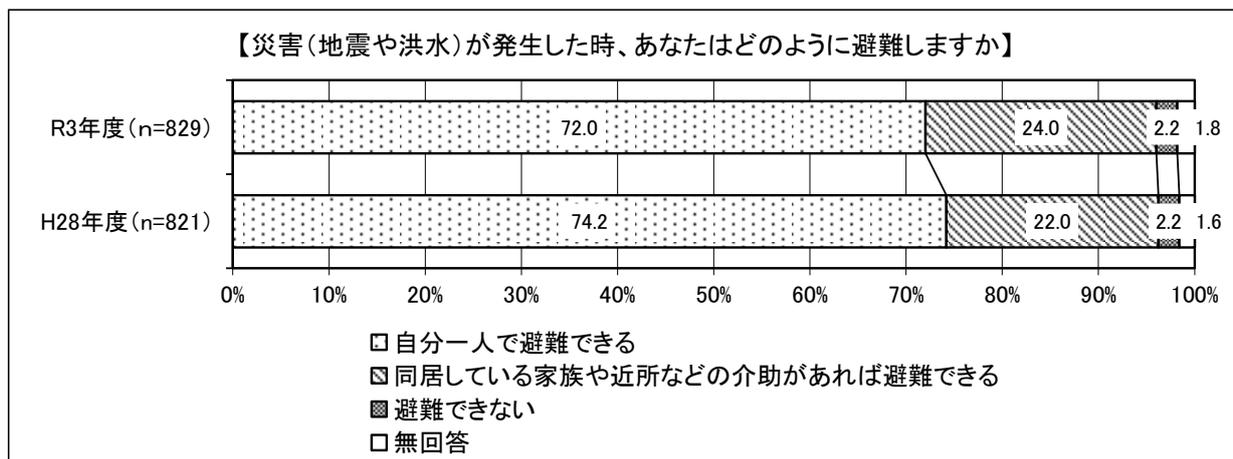
地域のつながりを含めた災害時の対策が重要視されています。防災意識の醸成を図り、災害時・緊急時に住民同士が助け合い、支え合えるような仕組みや関係の構築が求められています。

アンケートでは、「地域で協力し合って取り組むことが必要だと思うこと」は、「防犯・防災対策」が66.1%と一番多い回答となりました。また、災害時の避難の仕方として「同居している家族や近所などの介助があれば避難できる」が24.0%と、前回調査時より2.0ポイント増えており、自力で避難できない人に対する支援については、「地域と行政が協力して取り組むことが望ましい」が40.7%と一番多い回答となっています。自主防災組織などの地域での防災活動が、今後、より重要となるものと思われます。

また、「新型コロナウイルス感染予防などの感染症対策」も31.7%と高い比率になっているため、感染症に対しても、新しい生活様式のもと、適切な予防対策に取り組む必要があります。



※「新型コロナウイルス感染予防などの感染症対策」の選択肢は R3 年度のみ。



施策	主な取り組み
自主防災組織への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自主防災組織に対し、補助金、資機材などの支援を行います。併せて、未結成地区に対し結成に向けての支援を行います。</li> <li>◆防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図るため、防災出前講座を実施します。</li> </ul>
避難行動要支援者の支援対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自力での移動が難しく、災害時に家族等の支援が受けられない、または家族だけでは避難が困難な人の個別避難計画の作成を促進します。</li> <li>◆要配慮者のうち、災害発生時の避難等において特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を、毎年12月に更新します。</li> </ul>
防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各地区の自警団と連携した巡回パトロール及び広報を行います。</li> <li>◆講習会等を通じて、地域住民の防犯意識の向上を図るとともに、犯罪の抑止及び犯罪発生後に的確な対応ができるよう防犯カメラの設置・管理を拡充します。</li> </ul>
感染症対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県や周辺市町村、関係団体等と連携し、非常時における対応について平常時から検討していくよう努めます。</li> </ul>

## 基本目標 3

### 安心して暮らせる地域づくり



地域の中では、行政、事業者など、さまざまな主体により福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活を支えています。悩みや問題を抱える人々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種福祉サービスの充実が必要です。

また、社会背景や生活スタイルの多様化を背景に、困りごとや必要とする支援内容は複雑・多様化しています。それぞれの相談窓口について専門性の向上を図るとともに、関係機関が連携して支援を行うことにより、誰もが「安心して暮らせる地域づくり」に努めます。

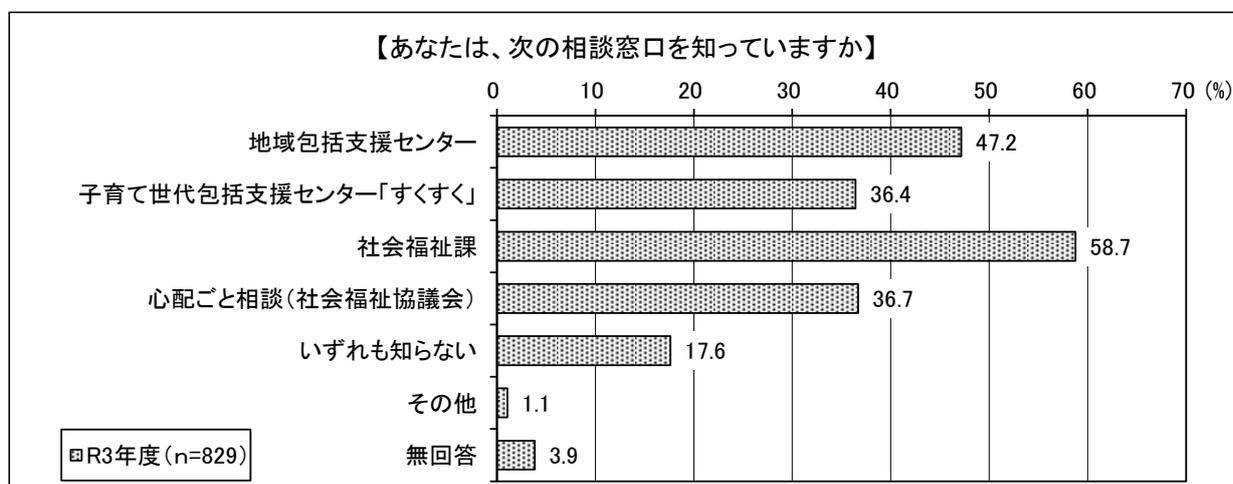
評価指標	現状値	目標値
【アンケート】市等の相談窓口を「いずれも知らない」と回答した市民の割合	17.6%	10.0%
【アンケート】成年後見制度について「知らない」と回答した市民の割合	35.7%	25.0%

#### 1 包括的支援体制の整備

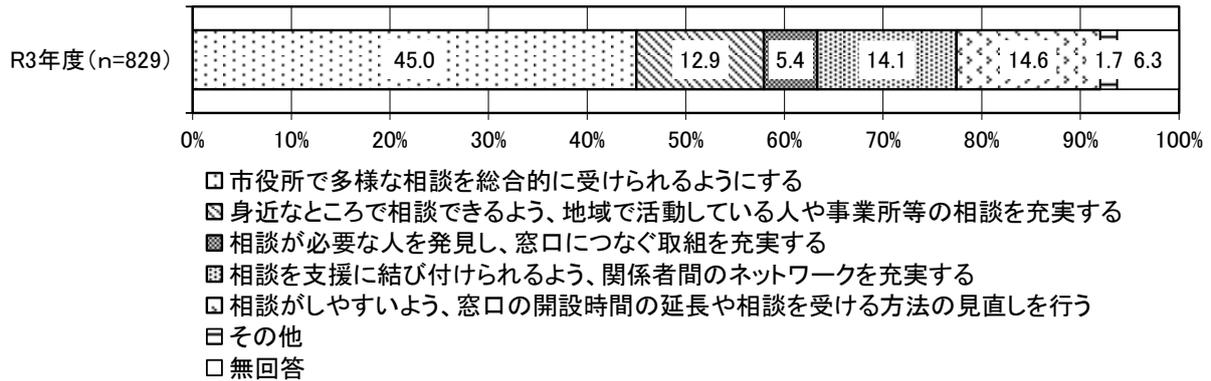
地域住民からの相談件数は増加しており、その相談内容は複合化・複雑化し、ニーズも多様化する中で、分野ごとの対応では、課題の早期解決が困難になっています。

本市では、複合的で複雑な課題等の解決のため、制度の狭間をなくすよう、関係機関が連携し、協働で支援を行っています。

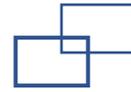
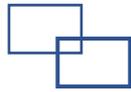
アンケートでは、市等の相談窓口を「いずれも知らない」と回答した人が17.6%いました。支援を必要とする人が、必要な時に速やかに相談できるように、日頃から市等の相談窓口についての情報発信に努めていきます。



【本市が相談支援を充実していくうえで、どのような取組に最も力を入れるべきだと思いますか】



施策	主な取り組み
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、高齢者宅への訪問、高齢福祉サービスの紹介、介護保険の代行申請等、高齢者の様々な相談に応じます。(再掲)</li> <li>◆子育て包括支援センター「すくすく」や家庭児童相談室において、子育てに関する相談を受け付けます。</li> <li>◆市民が抱えるさまざまな不安や悩みなどについて親身に話を聴き、複合的な相談内容については関係機関の役割分担を図り、各機関の円滑な連携の下で支援に努めます。</li> </ul>
各種福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「萩っ子・子育て支援事業計画」等の分野別の計画に基づき、各種福祉サービスの充実に努めます。</li> </ul>
虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障害者虐待防止支援センターにおいて、高齢者や障がいのある人への虐待についての相談及び助言等を行います。</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会の開催により、各関係機関が連携し、子どもへの虐待の未然防止に努めます。</li> </ul>



社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。実施を希望する市町村の任意事業です。

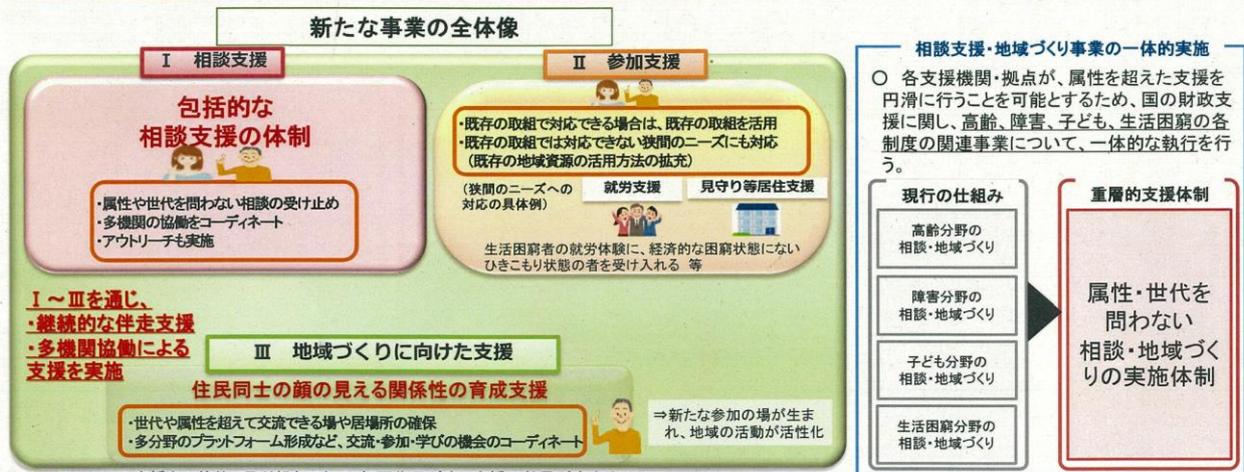
### 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

参考2

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

#### 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省

## 2 成年後見制度の利用促進【高萩市成年後見制度利用促進計画】

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを地域全体で支え合うことが、現代社会における課題であり、かつ地域共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことが国の調査により指摘されています。

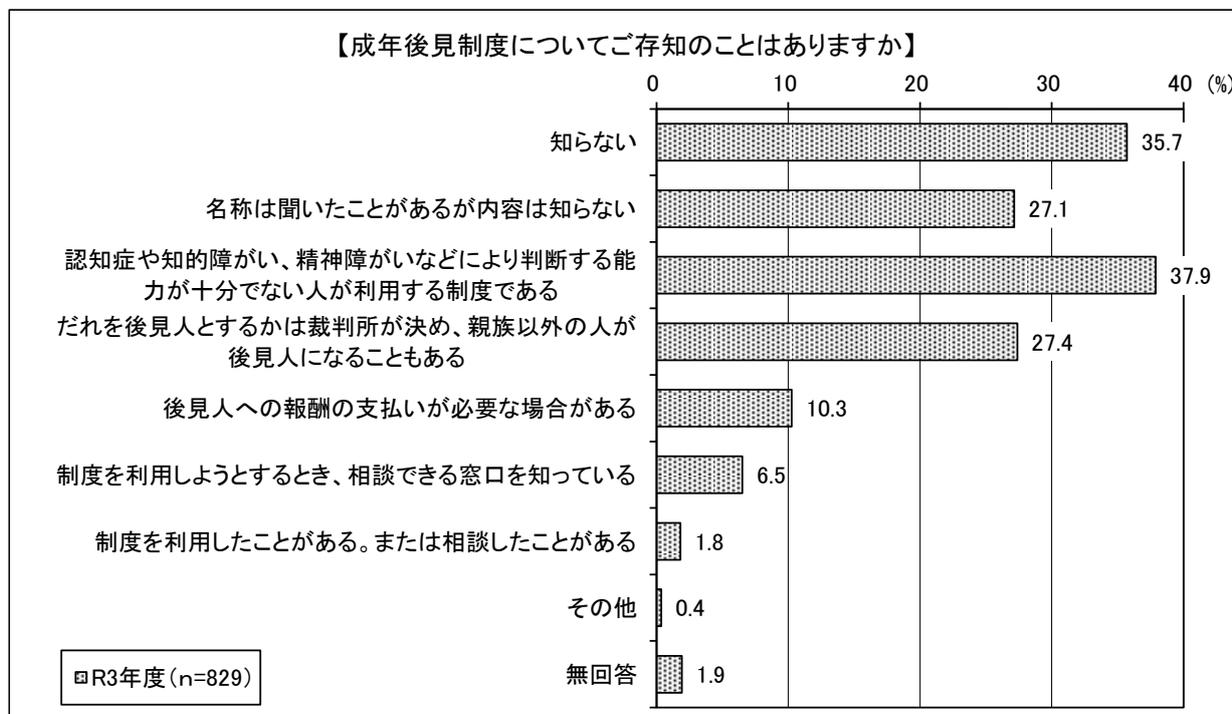
財産の管理及び介護等の福祉サービスを本人の意思に基づき適切に利用してしていくことは地域生活の基本であり、このようなことはこれまで、家族機能の一部として当たり前と考えられてきました。しかし、高齢化が急激に進み世帯構成が大きく変わる中で、高齢者や障がいのある人のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障がいのある人と高齢の親等の世帯も増加しています。

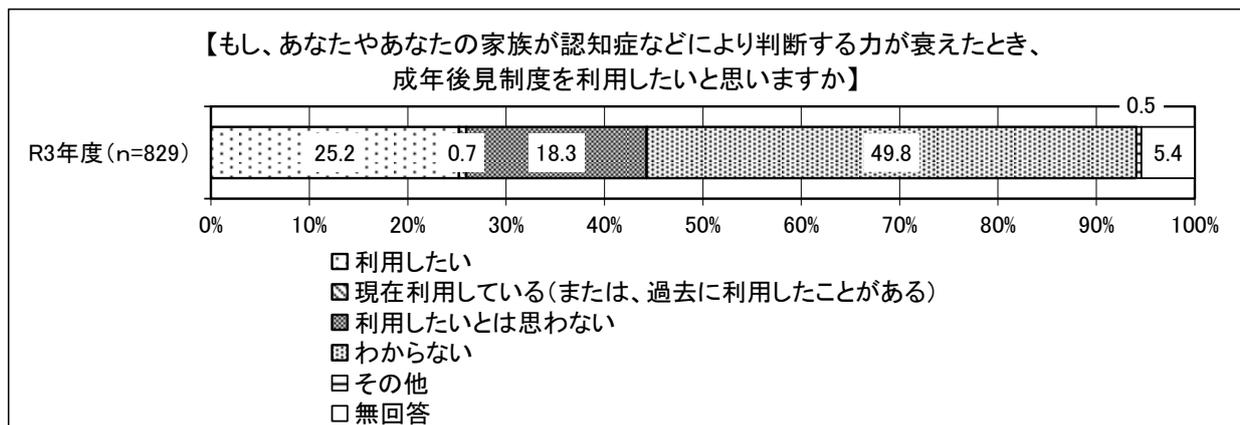
また、虐待や消費者被害等の権利侵害にあうなど、判断能力が不十分なこともあり、自ら声をあげて権利や生活を守ることのできない人たちの存在もあります。

こうした状況を踏まえ、国では、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

本市においては、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、地域福祉計画においてその方向性を示すこととします。

アンケートにおける成年後見制度の認知度では「知らない」(35.7%)と「名称は聞いたことがあるが内容は知らない」(27.1%)を合わせた62.8%の人が制度を知らない状況です。また、「成年後見制度を利用したいと思いますか」という設問では、「利用したいとは思わない」と回答した方が18.3%、「分からない」と回答した人が49.8%と高くなっています。このことから、制度や制度内容、手続き方法などについて、広く地域住民へ周知していく必要があります。





施策	主な取り組み
人権啓発、人権教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人権擁護委員による啓発活動を実施します。</li> <li>◆学校ごとに作成した人権教育推進計画を推進します。(再掲)</li> </ul>
成年後見制度についての周知と体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域住民へ成年後見制度について周知を図ります。</li> <li>◆認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安がある人で、金銭管理、成年後見など権利擁護支援が必要な人を把握し、必要な支援を行うための体制を整備します。</li> </ul>



## 高萩市成年後見制度利用促進計画



### (1) 計画の位置づけ

成年後見利用促進計画は、成年後見制度利用促進法の市町村が講ずる措置において規定されています。

本市では、本計画内「基本目標3 安心して暮らせる地域づくり」の「2 成年後見制度の利用促進」の部分をも、成年後見制度利用促進法第14条に規定する成年後見制度利用促進計画に位置付けます。

#### ■ 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## 成年後見制度利用促進基本計画について

### ＜計画のポイント＞

※計画対象期間：概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
  - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
  
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
  - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートを行う「中核機関(センター)」)の整備
  
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
  - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討    ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

出典：厚生労働省

## (2) 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が不十分な人（以下、「本人」）の権利を守る支援者（以下、「成年後見人等」）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けて任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

### ● 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

### ● 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所において、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、補助、補佐、後見の3つの類型が用意されています。

補助	判断能力が不十分な場合	重要な法律行為を、一人で行うことが出来るかもしれないが不安な場合など
補佐	判断能力が著しく不十分な場合	普段の買い物は出来ても、重要な法律行為は出来ない場合など
後見	判断能力が欠けている場合など	普段の買い物も一人で出来ない場合など

### ● 成年後見人等

選任される成年後見人等については、家族等の親族後見人、第三者である専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見、身近な地域の人々が後見人に就任する社会貢献型後見人（市民後見人）等に分類されます。

### (3) 本市の状況

本市の成年後見制度の利用者数は、水戸家庭裁判所の集計によると70人です。

[高萩市の成年後見制度利用状況]

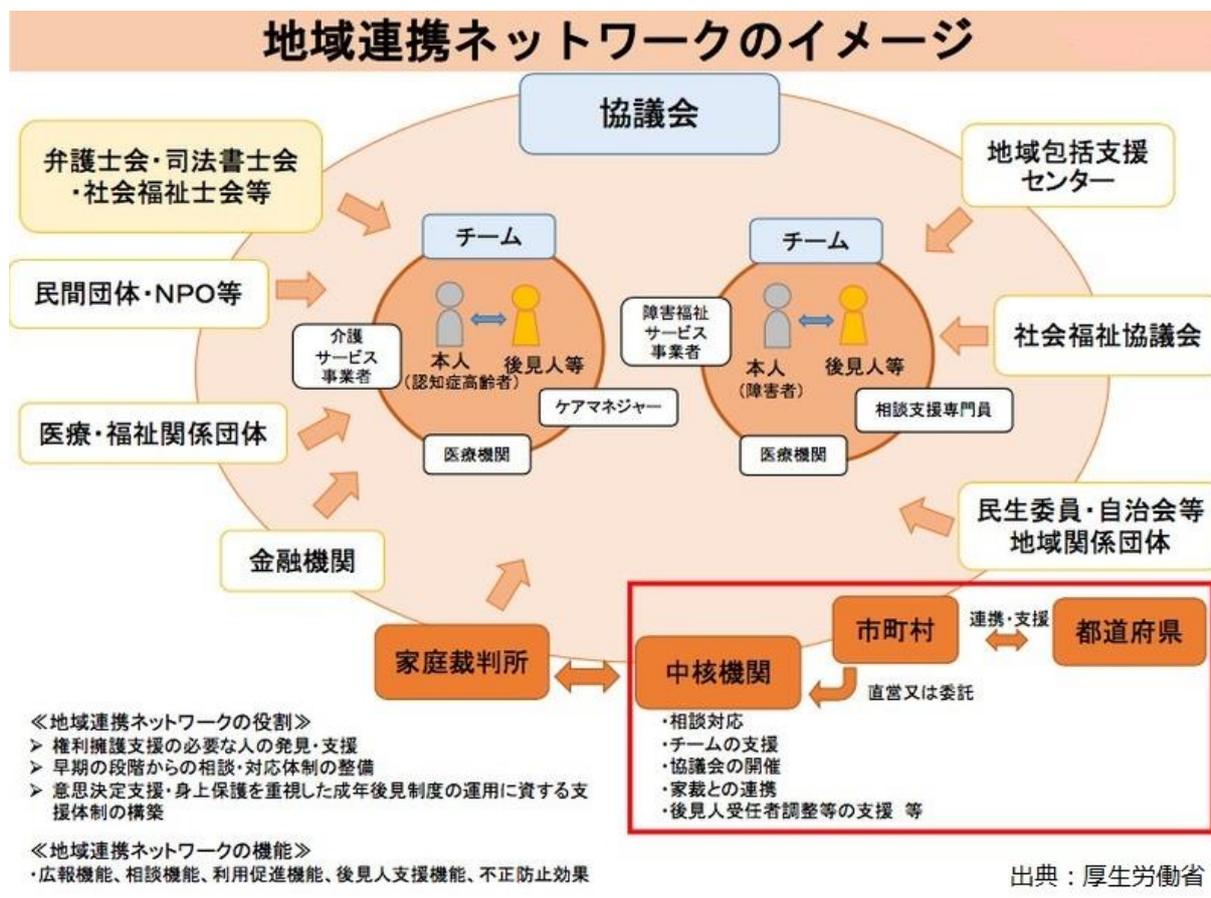
(単位：人)

法定後見			任意後見	合計
後見	保佐	補助		
66	4	0	0	70

※水戸家庭裁判所提供。令和3年10月1日現在。

### (4) 今後について

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安がある人で、金銭管理、成年後見など権利擁護支援が必要な人を把握し、必要な支援を行うための体制（地域連携ネットワーク）の整備について、関係機関と協議を進めてまいります。



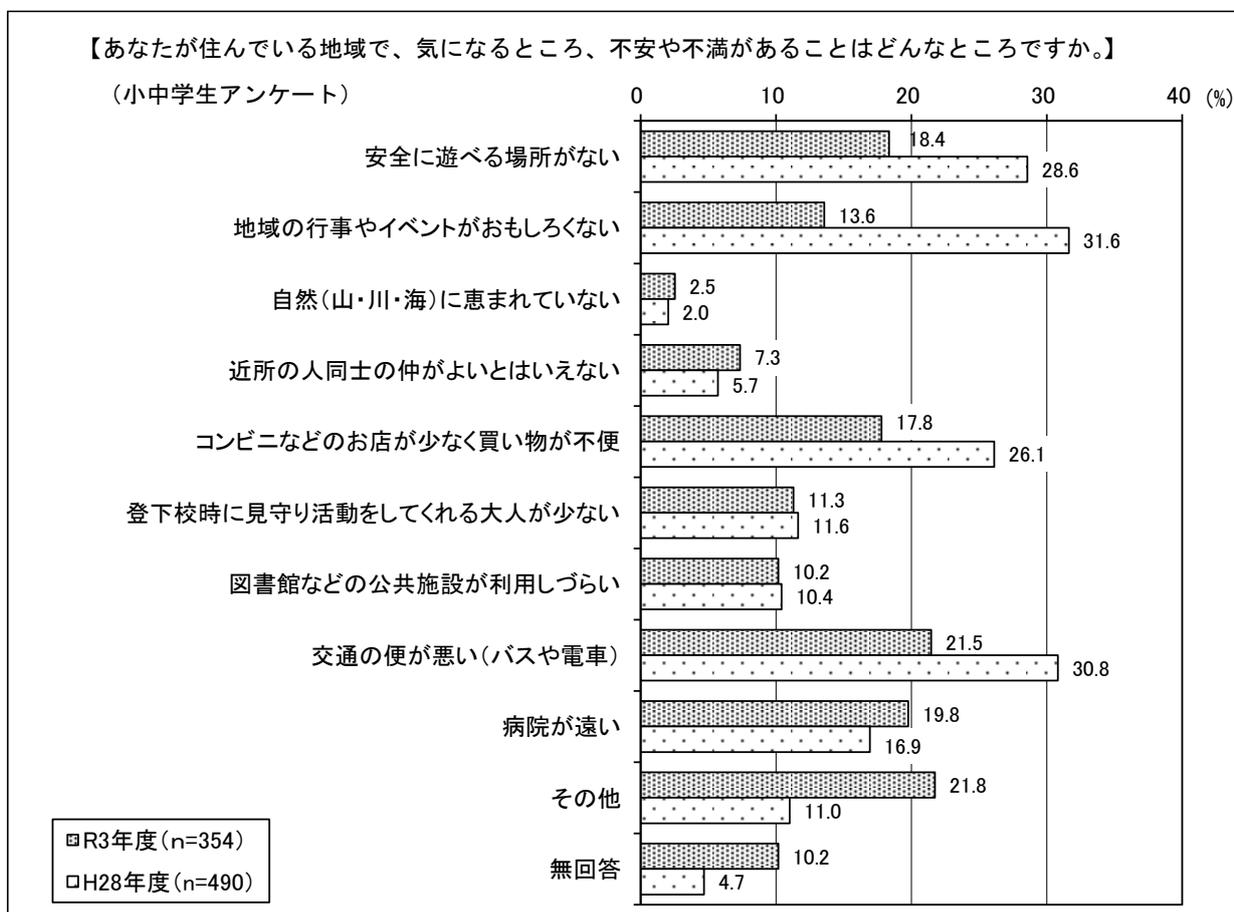
### 3 地域福祉とまちづくり施策の連携

移動が困難な高齢者や、乳幼児や子どものいる世帯、障がいのある人などが、日ごろから日常生活をできる限り困難なく送れるよう、生活環境の整備が求められています。

特に、近年では高齢者の自動車事故が多発しており、全国的に運転免許証の自主返納が推進されている中で、自家用車を所持していなくても買い物や病院への通院に不便がない移動手段の工夫が求められています。

また、小中学生アンケートでは、「あなたが住んでいる地域で、気になるところ、不安や不満があること」として、「交通の便が悪い(バスや電車)」が21.5%と「その他」に次いで1番高い割合となっており、移動手段の確保についてのニーズが高いことがうかがえます。

高齢者や障がいのある人を含むすべての人が、生活圏域において社会活動や地域福祉活動に参加できるようにするため、安心かつ安全な外出ができるようバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めることが重要です。



施策	主な取り組み
地域住民が集う拠点の整備や既存施設等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆既存施設（公民館、集会所、生活改善センター）を有効活用し、地域住民やボランティア団体などに活動の場を提供します。</li> <li>◆市内にある空き家や空き店舗の情報を取りまとめた物件紹介バンクにより、活動の場の情報提供に努めます。</li> </ul>

<p>公共施設や道路のバリアフリー化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく施設の整備に努めます。</li> <li>◆道路の安全性の向上に努めます。</li> </ul>
<p>地域住民の移動手段の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆スマホ等からの呼び出しに応じ、AI（人工知能）が最適な運行経路を計算する My Ride のるるにより、市街地での移動手段を確保します。</li> <li>◆公共交通機関を利用できない地域については、デマンド型乗合タクシーによる移動手段を確保します。</li> <li>◆65歳以上の人に対し、市内路線バスの乗車運賃を半額助成します。</li> <li>◆重度の障がいのある人が、通院や公共機関に行くためにタクシーを利用する際、その料金の一部を助成します。</li> </ul>
<p>子どもの安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆通学路の合同安全点検を毎年実施します。</li> <li>◆地域子ども安全ボランティアや子どもを守る 110 番の家など、地域での協働・連携による子どもたちの安全確保に取り組みます。併せて、青少年相談員による巡回等を実施します。</li> <li>◆民間交通指導員による立哨・巡回活動及び交通安全教室を開催し、交通安全に関する情報の発信と啓発を行います。</li> </ul>